平成31年第1回九戸村農業委員会会議

議事録

下記のとおり、平成31年1回九戸村農業委員会会議を招集した。

- 1 招集の日時 平成31年1月22日 午後2時00分~
- 1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室
- 1 出席委員数 10名
- 1 出席委員の氏名及び議席番号

1	番	委 員	野认	クル	吉	夫
2	番	JJ	平	中	実	博
3	番	JJ	髙	倉	徳	見
4	番	JJ	城	戸	あき	子
5	番	JJ	Щ	本	隆	也
6	番	JJ	七	戸	はる	5み
7	番	JJ	関		富貴	量子
8	番	JJ	南		信	男
9	番	JJ	Щ	地		博
10	番	"	千	葉	_	孝

- 1 出席推進委員数 5名
- 1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11	番	推進委員	斉	藤	誠	_
12	番	IJ	田	澤	松	雄
13	番	IJ	松	澤	浩	$\vec{-}$
15	番	<i>II</i>	小井田		重	雄
16	番	"	石	Ш	弘	志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

14 番 推進委員 大 崎 善 孝

1 説明・職務のため出席した者

 事務局長
 杉
 村
 幸
 久

 事務局長補佐
 浅
 水
 渉

 主任
 大
 崎
 篤
 史

提出議案

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」

議案第3号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議案第4号 「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出に対する

意見の決定について」

開会 午後2時00分~

議長

ただ今から平成31年第1回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中10名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんに出席して頂いております。なお、大崎推進委員さんからは所用のため欠席する旨の連絡を受けております。

議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議事録署名委員に1番野辺地委員と2番平中委員を、書記には事務局の大崎主任を 指名致します。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

局長補佐

【議案書を読み上げて説明】

議長

議案第1号に説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(なし)

ないようですので、議案第1号「農地法第3条に規定による許可申請について」は、 原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議案第1号は、原案のとおり決定されました。

つづきまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見について」を議題とします。事務局説明願います。

局長補佐

【議案書を読み上げて説明】

議案第2号の説明が終わりました。現地確認につきましては、私と大崎推進委員、 事務局の浅水さん大崎さん、地主の●●さんで10時から行いました。周りは宅地で、 北側には●●●●●の●●があります。周囲への影響はないと見て参りました。以 上報告をします。

議長

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

この建物のたて床面積はどのくらいですか。

倉庫の面積が 79.49 m²です。

何坪くらいになるの。

24~25 坪です。

3番 許可するにあたり、たて床面積の3.5倍というのはないの。

局長補佐
その面積がないといけないという基準ではなくて目安だと思いますけれど。

議長 基準って、それ以上はダメという基準なの。

局長補佐そうではなくて、住宅の場合について。

3番 住宅と作業場は基準が違うのですか。

局長補佐 事業計画に必要な面積をという話です。何年か前は個人住宅で 500 ㎡以下がだいた

い必要な面積だろうと、それ以下だったら問題なくとおるような基準があったらしい

ですが、今は基準としての面積は示されていません。

15番 ということは 454 ㎡転用するのに、すかすかに 450 ㎡建てても良いということかな。

局長補佐 それはいいと思います。特にここは道路沿いなので全然問題ないです。例えば25

坪の建物を建てた時に周りに壁をギリギリまで作ってしまうと、車等が通れなくなってしまうので、その分広く転用してもいいよというのが考え方だと思いますが、建て

る分には丁度に建てるのは問題ないと思います。

15番 後はその人の利用の仕方ないわけだ。

局長補佐 それが基準とかではないといことです。

議長 他ございませんか。

(なし)

ないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議案第2号は、原案のとおり意見なしと決定されました。

つづきまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の 承認について」を議題とします。この案件には平中委員退席願います。

(平中委員 退席)

局長補佐

【議案書を読み上げて説明】

議長 1番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(なし)

(平中委員 着席)

(田澤推進委員 退席)

案件2番、3番の説明願います。

局長補佐

議長

【議案書を読み上げて説明】

案件2番、3番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見 ございませんか

ございませんか。

(なし)

(田澤推進委員 着席)

案件4番から続きをお願いします。

局長補佐

【議案書を読み上げて説明】

議長 議案第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ござ

いませんか。

(なし)

ないようですので、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案にとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議案第3号は、原案のとおり承認されました。

つづきまして、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申 出に対する意見の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

局長補佐

【議案書を読み上げて説明】

13番

本日 10 時半より事務局より浅水さんと大崎さん、城戸さんと私の 4 人で確認して参りました。浅水さんが説明したとおりの場所なのですが、周囲が宅地化しており問題はないと見て参りました。

6番

本日午前9時半より事務局から浅水さんと大崎さん、大崎推進委員の4名で現地確認を行いました。●●さんの土地と宅地があるのですが、周りに問題になるようなところはないと見てきました。

議長

3番 局長補佐 報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 この後5条等の申請が出てくると思いますが、どのような内容になるのですか。

1番は5条売買になります。2番は●●さんが貸借で提供する形になるので4条です。5条ですと事業主が法人でもなく、個人でもない●●●●が申請する形なので、地権者が事業主として申請するということになります。

3番 局長補佐

議長

転用して農地でなくなってからは?

農地でなくなり、事業完了後、自治会に無償提供する予定とのことです。 他ございませんか。

(なし)

ないようですので、議案第4号「農業振興整備計画に係る農用地利用計画の変更申 出に対する意見の決定について」は、原案のとおり意見なしと決定することにご異議 ございませんか。

(異議なし)

議案第4号は、原案のとおり意見なしと決定されました。

本日の議案は以上です。

これを持ちまして、平成31年度第1回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。 大変ご苦労様でございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

閉会日時 平成 31 年 1 月 22 日 午後 2 時 28 分終了